

令和8年度第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）会議録

日時：令和8年6月23日（火）14:00～16:00

実施：リモート形式によるオンライン開催

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - （1）令和8年度障害者差別解消に関する周知啓発について
 - （2）障害者差別に関する相談状況について
 - （3）次期さいたま市障害者総合支援計画の策定について
- 3 閉 会

配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）について
- ・ 資料2 令和8年度障害者差別解消に関する周知啓発計画について
- ・ 資料3 令和7年度障害者差別集計表（速報値）
- ・ 資料4－1 令和7年度障害者差別相談対応事例一覧【取扱注意】
- ・ 資料5 <障害者総合支援計画>第1章新旧対照表
- ・ 資料6 <障害者総合支援計画>第2章新旧対照表

出席者

委 員・・・大村委員長、森脇委員、若杉委員、宮井委員、野邊委員、
佐野委員、赤尾委員、丸山委員、三達委員

臨時委員・・・岡田臨時委員、栗原臨時委員、川津臨時委員、一ノ瀬臨時委員、
竹内臨時委員、齋藤臨時委員、清水臨時委員、吉川臨時委員、
市場臨時委員、前橋臨時委員、下瀬オブザーバー、野房オブザーバー

事 務 局・・・障害政策課長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長
障害政策課職員

欠 席 者

月岡委員、黒金臨時委員、澤臨時委員

1. 開 会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日司会を務めます、障害政策課の西野と申します。

本日は、皆様大変お忙しい中、令和8年度第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。

また、今年度新たに委員、臨時委員に委嘱、任命された皆様におかれましては、快くお引き受けいただき、心より感謝申し上げます。

まず、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。委員、臨時委員合わせて22人中欠席が3名でございます。よって、過半数以上の方がご出席されておりますので、条例施行規則第19条第2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

また本日は、オブザーバーとしまして、国土交通省関東運輸局共生社会推進課課長 補佐 下瀬様、国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局首席運輸企画専門官 野房様に御出席いただいております。

続きまして、会議の公開についてですが、さいたま市情報公開条例第23条の規定により、原則公開することと規定されております。本日、傍聴を希望する方が、オンラインで1名、会場に1名いらっしゃいますので、傍聴を許可したいと存じます。

ただし、議題(2)「障害者差別に関する相談状況について」は、個別具体的な差別事案を取り扱う予定ですので、一部非公開とさせていただきます。傍聴人の方につきましては、非公開部分に入る前にお声がけいたしますので、その際は恐れ入りますが、一旦ご退出いただき、待機場所にてお待ちください。なお、オンライン参加の方は事務局にて対応いたします。ここで、皆様にご覧がございまして、

本日は、多くの方にオンラインで御参加いただいておりますので、御自身が発言をする時以外は、ミュートに設定していただくようお願いします。御発言いただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長から指名後に御発言ください。その際、どなたが発言されたかわかるように、お名前を仰っていただけますようお願いします。

また、聴覚に障害がある方への配慮といたしまして、手話通訳や要約筆記の方が正確に聴き取れるように、ご発言いただく際には、ゆっくりと、そして、大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、只今より令和8年度第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会を開会させていただきます。

開会にあたりまして、障害政策課長の青柳より御挨拶申し上げます。

(青柳課長)

皆様、こんにちは。只今紹介いただきました、障害政策課長の青柳です。

さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会の開会にあたりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

本日、御出席いただいております皆様形におかれましては、平素より、本市の障害者施策の推進について格別の御協力を賜り、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

また、今年度新たに本委員会の委員に委嘱、任命された皆様につきましては、御多忙中にもかかわらず、快くお引き受けいただき、心より感謝申し上げます。

さて、本委員会では、例年報告させていただいております、令和8年度における障害者差別の解消に関する周知啓発の取組計画や、昨年度市が相談を受けた障害者差別事例についてご報告させていただく予定でございます。

引き続き委員をお引き受けいただいた方、また新たに委員になられた方もいらっしゃると思いますが、改めて皆様方には、それぞれの御経験やお立場から率直な御意見を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

今後につきましても、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向けて、障害者差別の解消を推進する取組を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、以上を持ちまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは引き続き、事務局より自己紹介のご案内を申し上げますので、委員名簿の順にお願いいたします。

それでは大村委員長、お願いいたします。

～自己紹介～

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、事務局職員ですが、お時間の都合上、個別の紹介は省略します。本日、障害政策課より8名が参加しております。

以上を持ちまして、委員の皆様及び事務局職員の紹介を終わります。

それでは、以後の進行を委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

2. 議 題

(大村委員長)

ご指名いただきました大村と申します。

この後の議事進行は私が務めさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は終了が16時と伺っておりますので、議事進行運営に皆様方ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでははじめに、今年度から初めて委員をお務めいただく方もいらっしゃいますので、事務局より、この委員会につきましてご説明をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

障害政策課の久城と申します。

それでは改めまして「障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会」の概要について御説明させていただきます。資料1「さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）について」を御覧ください。

本委員会は、ノーマライゼーション条例第15条に定められており、市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議すること、個別の障害者差別事案に関して申立てがあった場合に助言又はあっせんを行うことなどを目的として設置された附属機関となっております。

また、本市においては、本委員会の部会を、障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」として位置づけています。本委員会の臨時委員は、障害者差別解消部会の委員として任命されるため、差別の申立てがあった場合であっても、本委員会が実施する助言又はあっせんには関与しません。

なお、本市では平成23年の条例施行以降、条例に基づく差別の申立てはありません。このため、障害者差別解消支援地域協議会としての部会と合同で会議を開催し、障害者差別の解消に係る周知啓発や、申立てに至らない相談事案等について協議及び報告を行っています。

今年度の今後の開催予定でございますが、年間2回の開催でございますので、本日、第1回の開催となり、第2回の開催は令和9年1月28日（木）14時からオンラインでの開催を予定しております。

以上、簡単ではございますが、本委員会についての説明を終わります

（大村委員長）

ご説明ありがとうございました。皆様方、よろしいでしょうか。

それでは早速、本日の議題に入りたいと思います。

本日ご用意していただいた議題は3つございまして、順に進めていければと思います。まず議題（1）「令和8年度障害者差別解消に関する周知啓発について」を、事務局の方からご説明をお願いいたします。

議題1. 令和8年度障害者差別解消に関する周知啓発について

（事務局）

それでは、御説明いたします。

事前にメールで送付しております、資料2「令和8年度障害者差別解消に関する周知啓発について」を御覧ください。画面上にも映し出させていただきます。

まず、「1 事業者や市民を対象とした啓発」の、（1）パンフレット等の作成・配布についてです。

①「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」については、例年、関係機関や啓発イベントで配布し、障害者差別解消に関する周知啓発を行っています。前回の権利擁護委員会で、委員の皆様からいただいた「障害等当事者への合理的配慮の周知、理解促進が不足しているのではないか」というご意見を受け、昨年度パンフレットを増刷する際に、改訂をしました。

まず、資料の画像では「してない？されてない？」と記載していますが、今までは、

「されてない？」がない状態の、「こんなことしてない？」というタイトルでした。障害当事者の周りの方だけに向けたものになっていましたので、ここに「されてない？」という言葉を加え、当事者にも配布して読んでもらえるようにしました。また、文章にルビを振り、音声コードを追加いたしました。

今年度すでに実施した出前講座で、障害福祉サービス事業所から利用者向けの講座の依頼があり、そちらで配布しております。今後も、当事者に向けて発信できる機会に活用していきたいと考えています。

パンフレットの周知に関しては、今年度は、市役所の他局で関連のある企業や商工会議所加盟企業、商店街加入店舗など、新しい配布先を検討しております。この後ご説明する合理的配慮促進事業の補助金の周知や、障害当事者を講師とする障害者等講師派遣事業の周知と併せて配布する予定です。

②「ノーマライゼーション条例リーフレット」については、毎年小学6年生向けに配布を行っているもので、今年度もすでに配布いたしました。各学校での、人権学習の一環としての取り組みを呼び掛けております。こちらについても、今年度配布分から音声コードを導入いたしました。配布にあたっては、より理解も深められるように、ワークシートも配布いたしました。

次に、(2) 合理的配慮提供促進事業について、説明いたします。本事業は、障害のある方が日常生活において利用する事業所等が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部を補助するものです。令和元年度に開始した事業であり、令和7年度までの申請件数は累計39件となっています。

補助対象となった物品としては、折り畳み式簡易スロープ、筆談ボード、骨伝導イヤホンなどの実績がございます。昨年度より、補助金の申請の際には、合理的配慮の提供について理解を深めるための出前講座を実施することを要件としています。その結果、昨年度の補助金申請件数は0件でしたが、出前講座の依頼や合理的配慮に関する相談は事業者から寄せられており、個別訪問による説明を行いました。相談件数自体は減少したものの、合理的配慮について理解を深めようとする事業者からの相談があり、補助金の活用に限らず、多様な対応方法や建設的対話の重要性について周知することができました。

本補助金は、障害に起因する不利益の解消のための合理的配慮に要する経費を対象としており、障害の有無にかかわらず広く利用可能な汎用性の高い物品については、制度目的との関連性や公費支出の妥当性の観点から対象外としているため、補助対象物品は限定されています。このこともあり、従来から申請実績は多い状況ではありませんでした。さらに、本補助金は、合理的配慮の提供が努力義務から義務へ移行するまでの3年間を想定して開始した事業であり、現在はその役割を一定程度終えたものと考えています。

昨年度は補助金の実績こそありませんでしたが、合理的配慮の周知・啓発の手段として活用することができました。引き続き今年度の状況を見ながら、今後の在り方について検討してまいります。

次に、(3) 障害者等講師派遣事業についてでございます。本事業は、令和7年6月に施行した実施要綱に基づき、障害に対する理解の促進を目的として、障害当事者の方を講師として市民等の集会や会合に派遣するものです。

本事業は昨年度から開始しており、昨年度の実績は9件となっております。チラシ

配布をきっかけに理美容の組合からお問い合わせがあり、地域の理美容店の方が参加する勉強会において、障害のある方のご家族が講師を務め、特性や日常生活での困りごと、配慮してほしい点などについてお話しいただきました。

また、防災分野の研修等においても活用され、本委員会の川津委員、丸山委員にも講師をお務めいただきました。参加者からは、「障害のある方の避難の大変さを知ることができた。」、「今後の活動に役立てたい。」といった声が寄せられております。昨年度は、特に防災分野においては、避難所レイアウト例の作成や支援物品の配備の取組と相まって、一定の需要が見られました。一方で、こうした利用は一段落している状況にあることから、今後は、さらなる活用先の拡充に向けた働きかけについて検討してまいります。

続いて、(4) イベントにおける周知についてでございます。イベントにおける周知としては大きく3点でございます。

まず、①大宮アルディージャ手話応援についてですが、障害のある人もない人も一緒にサッカーJリーグの大宮アルディージャを手話で応援するイベントでございます。今年度の開催日程について資料では10月と記載しておりますが、11月の開催を予定しております。恐れ入りますが修正をお願いいたします。会場はNACK5スタジアムにおいて実施予定です。当日は、市長挨拶において、障害のある方への理解について触れる予定です。また、啓発グッズやパンフレットの配布などにより、ノーマライゼーションの理念について啓発を行います。

続きまして、②障害者週間「市民のつどい」についてでございます。この「市民のつどい」は、12月3日から9日の障害者週間を記念いたしまして、障害者への理解と関心を深めていただくとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的に、毎年12月頃に開催しているイベントでございます。今年度も、昨年度同様、プラザノースと市民広場、きたまちしましま公園にて、12月5日土曜日に実施予定です。こちらのイベントにおきましては、著名な障害当事者、支援者等を講師にお招きして講演を行うほか、各障害者団体や関係機関等によるブース出展、体験等を通じて障害者の理解の推進を図る予定でございます。企画につきましては、障害者団体から選出された委員で構成される実行委員会を中心に進めているところでございます。

最後に③さいたま市ノーマライゼーションカップについてでございます。ノーマライゼーション条例とその理念を市民に普及啓発するために、平成24年度から実施しているイベントでございます。今年度も、来年2月に、ブラインドサッカーの親善試合を実施予定でございます。こちらにつきましては、親善試合を行うだけでなく、パンフレットの配布や障害差別解消の啓発ブースにおいて啓発を行うほか、パラスポーツの体験イベント等を実施する予定でございます。

続きまして、(5)研修等の実施でございます。こちらは、平成30年度からの取組になりますが、障害福祉サービス事業所を対象とした研修の中で、障害者差別に関する研修を実施する予定でございます。資料をホームページへ掲載して実施する方法と、対面で講義やグループワークを行う方法の2種類の研修を実施しております。

続きまして、「2 市職員を対象とした啓発」でございますが、大きく、一般の職員を対象とした「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」と市長・副市長・局長級職員等を対象とした「ノーマライゼーション推進市職員研修」がございます。

まず、(1)「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」の実施でございます

が、さいたま市職員として、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な知識を習得することを目的に研修を実施するものでございます。対象はさいたま市役所の全部局の職員でございまして、各課所室等から職員1名が参加することとする予定であり、合計が約400名となります。今年度は埼玉県盲ろう者友の会へ講師を依頼し、盲ろう者の実体験や実生活について講演いただく予定です。また、連携する市内のユニバーサルデザインの所管部局では、体験型の研修を実施する予定でございます。

最後に、(2)ノーマライゼーション推進市職員研修の実施についてでございます。こちらにつきましては、市長、副市長をはじめとする、市の幹部職員が、障害についての理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に広く示すことを目的として実施するものでございます。昨年度は、さいたま市聴覚障害者協会会長である川津委員に御協力をいただき、「聴覚障害者の生活」をテーマに御講義いただき、併せて手話研修を実施いただきました。今年度につきましては、NPO法人障害平等フォーラムへ講師を依頼し、障害当事者のファシリテーターによるグループワーク、「障害平等研修」を実施する予定です。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(大村委員長)

ご説明ありがとうございました。

令和8年度の周知啓発に関わる計画についてご報告をいただきました。

それでは皆様方で。只今のご説明に関わってご意見などいただければと思います。いかがでしょうか。

丸山委員、どうぞ。

(丸山委員)

丸山です。

まず、前回の権利擁護委員会での議論を踏まえて、パンフレットを改修いただきましたこと、ありがとうございます。

それに少し関連しますが、現在の周知啓発計画につきまして、事業者や市民を対象とした啓発と市職員を対象とした啓発がありますが、新しく、より積極的に障害当事者を対象とした啓発が必要ではないかと思えます。なぜなら差別解消法で定義された合理的配慮というのは、自ら申し出る必要があるものなので、知らないと申し出られないからです。

市の障害者総合支援計画の冒頭にも、障害者を保護の対象として行っていた施策を転換し、権利の主体とするということも書かれています。実際に、障害者を対象としたアンケートでも、問19-2-1で、障害や病気のあることを職場に知られたくない、あるいは合理的配慮を申し出る方法が分からないという回答が多く、問19-2では合理的配慮の必要がないという回答が6割だったため、合理的配慮が理解されていないと考えられる状況です。また、ノーマライゼーション条例の認知度も全く上がっていません。

加えて、次の議題で、差別集計表を見ましたが、毎年4件程度の相談対応件数は、これだけ人口のいるさいたま市としては少ないと考えられます。

実際の施策をご提案することは難しいですが、例えば、さいたま市障害者協議会と

協力して加盟団体に周知するということも考えられます。ですが障害者協議会の加入率はとても低い状況なので、それよりも市と障害者の接点である各区の支援課の障害者担当窓口、当事者や家族が手続きなどで来た際、差別解消法やノーマライゼーション条例について知っているかを確認して、必要であればパンフレットを配布したり、あるいはそのパンフレットを読むことが難しそうな人には説明したり、生活支援センターの面談も活用するなど、直接、障害者当人に啓発することを提案したいと思います。以上です。

(大村委員長)

丸山委員、ありがとうございます。

理解啓発の特にパンフレットの部分で、障害者本人向けに「されてない？」が加えられたことに関わっては前向きに評価するご意見だと思いますが、それに加えて当事者の方に、より積極的に広報啓発するためのアイデアをいただきました。

事務局の方はいかがでしょうか。

(事務局)

丸山委員、ご意見ありがとうございました。

どのように活用していくかについてはまだ決定していませんが、いただいたご意見を参考に検討を進めていきたいと思っています。

(大村委員長)

ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。他の委員、いかがでしょうか。

皆様の中で、一ノ瀬委員や竹内委員、川津委員、丸山委員など、この理解啓発に関わってくださっている委員の方々がかかなり多いと思って拝見しておりました。ぜひお話を伺いできればと思いますが、いかがですか。他の委員の方からでも歓迎いたします。

もしなければ、座長はあまり発言するべきではないと思いますが、私から、合理的配慮を提供するときに使える補助金のことに関わって、意見を申し上げます。

説明とセットでこの補助を行う形になった影響で、昨年度については補助の実績がなかったとありましたが、むしろその説明を行うということで理解がかかなり深まっていると思いました。早急にこの補助自体を無くすことはせず、様子を見ながら理解啓発が進んでいく様子を見守っていただけるとありがたいと思っています。

それに合わせて、例えば大阪市では、水道工事や建物の建築も含めての市の委託事業や契約案件で、契約を交わす事業者に対して必ず障害者差別解消法と合理的配慮に関わる研修を行うことが条例に据えられています。

最近それを知り、参考にできる良い取り組みだと思いました。今後も、他の自治体の良い事例を見ながら、さいたま市でも検討できると素晴らしいと思います。福祉や教育などの関係部局ではないところでも、合理的配慮の理解が進むきっかけになると思っています。

他の委員の方から、周知啓発の計画について、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

赤尾委員、いかがでしょうか。

(赤尾委員)

赤尾です。お願いいたします。

周知啓発と研修の実施などについて、学校教育の現場、つまり先生方にも研修していただけるとありがたいと思いました。

いつも学校の保護者の間で、先生方の障害理解があまり足りてないから、先生方にも研修してほしいという意見・要望がとても多いです。また、先日アンケートの結果の中でも、「障害とは何か」を学校教育の方で教えて欲しいという意見も出ていました。

しかし、先生方がよく分かっていないようでは、子どもたちにも教えられないため、さいたま市の方でも、学校の先生方、特に一般の普通学級の先生方に障害理解の研修などの周知啓発の方をお願いしたいと思いました。

(大村委員長)

赤尾委員、ご意見ありがとうございます。

学校の方での理解啓発や、研修についてのご希望のお声が上がりました。差支えなければ三達委員と前橋委員に、学校の教員に対する理解啓発などの状況について、可能な範囲で共有いただけるとよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

(前橋委員)

特別支援教育室の室長の前橋と申します。

貴重なご意見、本当にありがとうございました。

教育委員会としては、昨年度の実績として、特別支援学級、特別支援学校、また各学校にいる特別支援教育コーディネーター宛ての研修会を、年間20回ほど行っています。さらに、やはり赤尾委員と同じようなご意見もあるため、今年度の研修は26回と、6回増やす方向です。

特別支援教育の専門性向上については多くのご意見をいただいております、年々特別支援の専門性向上には啓発を図っているところですが、まだ定着が進んでない部分もあり、結果が出ないところがあります。通常の学級の教員に対してということも含めて承知しておりますので、今後も研修会等のあり方の検討をして、啓発を図っていきたいと思っています。ありがとうございます。

(大村委員長)

ありがとうございます。三達委員いかがでしょうか。

(三達委員)

大成小学校の三達です。

本校の取り組みの方では、早速、4月の頭あたりに私の方で、障害についての研修を行っております。合わせて、6年生の方に配布していただいたノーマライゼーション条例リーフレットを道徳の時間で活用させていただいております。

やはり、地道にやっていくことが必要だと思っておりまして、この後も職員に対して継続して何回か研修を行いたいと思っています。

また、ありがたいことに、近隣の学校からも、障害を持っているお子さんへの支援

についての講話をご依頼いただいているので、そこでも合理的配慮など、自分でできることは広めていきたいと思っております。以上です。

(大村委員長)

ありがとうございました。

赤尾委員、このような状況ということですが、いかがでしょうか。

(赤尾委員)

はい、ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

(大村委員長)

ありがとうございます。

司会からで恐縮ですが、さいたま市の職員向けの研修などに、多くの障害当事者の方が実際に行っていて研修してくださっています。ここにいらっしゃる方ですと、丸山委員や一ノ瀬委員、川津委員などがご対応くださっていると思います。学校からのご要望があれば市役所の方に言っていただけると、そういった委員のご紹介を含め、当事者や当事者の家族などにサポートしていただくことも可能かと思っておりますので、合わせてご検討いただければと存じます。ありがとうございます。

他に皆様方のほうで、この周知啓発の計画に関わって何かご意見のある方いらっしゃいますか。よろしければ、この議題につきましては以上とさせていただきます、次の議題に移らせていただければと思います。

では2番目の議題に移ります。障害者差別に関する相談状況について、こちらも事務局からご説明をお願いいたします。

議題2. 障害者差別に関する相談状況について

(事務局)

それでは、議題2「障害者差別に関する状況について」御説明いたします。資料3「令和7年度障害者差別集計表(速報値)」を御覧ください。こちらは、令和7年度に市が相談を受けた障害者差別事例について集計したものです。

令和7年度1年間の対応件数は、4件でございます。

まず、①の「対応した区」ですが、支援課で対応した案件が大宮区が1件、浦和区が1件、南区が1件、そして障害政策課が直接受付したものが1件となります。

②の「①の内訳」は、障害者生活支援センターが1件、支援課が2件、障害政策課が1件です。

次に、③「被差別者の性別」では、男性2名、女性が1名、不明が1名となっております。

④の「被差別者の年齢」では、60代が1名、80代が1名、不明が2名です。

次に、⑤の「被差別者の障害種別」でございますが、精神障害の方が1名、身体障害の方が2名、視覚障害の方が1名です。

⑥の「被差別者の障害等級」ですが、精神障害3級が1名で、あとは等級不明となっております。

次に裏面を御覧ください。⑦「差別の相談者」ですが、本人からが2件、当事者の

子からが1件、不動産仲介業者からが1件となっております。

⑧の「差別の分類」につきましては、雇用に関することが1件、不動産賃貸に関することが1件、公共交通機関に関することが1件、地域でのトラブルが1件となっております。

次のページは、参考に過去5年の相談件数について記載しているものです。年間の相談件数としては、年度によって数件の前後はあるものの、4件程度で推移しています。

分野別の件数を見ますと、日常生活におけるいずれの場面においても差別に関する相談が挙げられておりますが、施設利用に関する事案、日常生活に関する事案、雇用に関する事案が比較的多く見受けられます。

資料3の説明は以上となります。

(大村委員長)

それでは、ここから個人情報を含む資料の説明に入りますので、傍聴人の方につきましては、ご退席をお願いしたく存じます。

(事務局)

傍聴人、退室いたしました。

(大村委員長)

それでは引き続き事務局からご説明をお願いいたします。

議題3．次期さいたま市障害者総合支援計画の策定について

(大村委員長)

それでは次の議題に移らせていただきます。議題の3番目、本日最後の議題となります。次期さいたま市障害者総合支援計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

障害政策課の石口と申します。それではご説明いたします。資料7さいたま市の障害者施策の推進体制をご覧ください。

まず、本委員会と障害者総合支援計画の関わりについてご説明いたします。図にありますとおり、計画に対する提言は障害者政策委員会の所管事項であり、障害者基本法及びノーマライゼーション条例に基づくものになります。

一方、本委員会の計画策定における役割は、法令上明記されておりませんが、所管する権利擁護に関するご意見を参考としてお伺いできれば幸いです。いただいたご意見につきましては、障害者政策委員会へ報告させていただきます。

それでは、次期障害者総合支援計画素案についてご説明いたします。資料は資料5と資料6になります。現行計画の計画期間が本年度をもって終了することから、次期計画を策定するものとなります。

計画策定にかかる状況といたしましては、昨年度から障害者政策委員会を中心に骨子について審議いただいております、事務局ではたたき台として素案を作成したところで

ございます。

なお、第1章、第2章に加え、第3章として、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する内容を設けておりますが、本日は資料として配布しておりません。

本日は、配布した素案のうち、特に障害者の権利擁護に関する部分についてご意見を頂戴したいと考えております。

それでは、資料5、第1章総論の2ページの方をご覧ください。ここでは計画策定の趣旨を掲載しております。現行計画と同様に、障害者基本法において、社会モデルの考え方や合理的配慮の考え方が法制度として位置づけられていること、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが明確に示されていることを記載しております。

次に9ページをご覧ください。4計画の基本的枠組みです。ここでは、これまで第2章に掲載していた障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発事業の成果指標である。地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支え合っていると感じる市民の割合を、計画全体の基本方針の達成状況を示す指標として位置づけし直しました。

次に11ページをご覧ください。計画の体系になります。基本方針はノーマライゼーション条例の前文や第1条を目的から設定しているため、現行計画から継承としています。その下に基本目標を4つ設定しています。基本目標1は、障害者の権利の擁護の推進です。そして、基本目標1のもとに、以下の4つの基本施策を位置づけています。

1 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の推進、2 障害を理由とする差別の解消、3 障害者への虐待の防止、4 成年後見制度の利用の支援となります。これらはいずれも現行計画からの継承となります。

次に資料6各論をご覧ください。2ページには基本目標1の内容を掲載しております。3ページ以降には、各基本施策の内容と、それぞれの基本施策のものとの実施事業を掲載しております。基本目標1「障害者の権利の擁護の推進」に係る施策は、3ページから17ページに掲載されております。

基本目標1に係る主な変更点について説明させていただきます。3ページをご覧ください。基本施策1、障害者の権利擁護に関する周知・啓発及び理解と交流の促進について記載しております。昨年度実施したアンケート結果を踏まえ、外見からは分かりづらい障害のある方の差別についての記述と、就労における周囲の人の障害に対する理解の必要性に関する記述を加えました。

続いて、実施事業1、障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発について、4ページをご覧ください。議題1でご説明した出前講座の開催および障害者等講師派遣の件数を成果指標としております。令和7年度は防災分野の需要により11件となりましたが、当該需要が一時的なものであることから、今後は8件を目標としてこの目標は、上位計画である総合振興計画にも位置づけています。

続いて8ページをご覧ください。実施事業6「聴覚障害に関する理解促進と普及啓発事業」は、新規掲載事業となります。令和7年6月に施行されたさいたま市手話言語条例に伴い、新しく追加掲載した事業となります。また、事業の下部に、さいたま市手話言語条例に関するコラムを掲載しております。

続いて、10ページをご覧ください。実施事業9「高次脳機能障害に関する理解促

進と普及啓発」です。こちらの事業につきましては、高次脳機能障害支援法制定に伴い追加掲載した事業で、現行の計画に掲載している高次脳機能障害の相談支援と普及啓発事業を2つに分割し、それぞれの事業についてより一層取り組んでいくという姿勢を示したものとなります。

続いて13ページをご覧ください。実施事業2、差別の解消及び権利擁護のための研修の実施です。本事業は主に障害福祉サービス事業所を対象としていますが、成果指標を見直しました。従前と同様にアンケート結果を用いますが、「役に立った」から、「研修内容を事業所で活用しようと思う」と回答した割合へと変更し、差別解消に向けた理解が事業所内で広がり、実践につながっていくことを重視した指標としました。他の事業は成果指標の数値と細かい変更はありますが、大枠では現行からの継承となります。素案についてご意見をいただきましたら、取りまとめの上、障害者政策委員会に報告いたします。

この文言をこのように修正した方がいいなど、具体的にご意見をいただきますと、反映できるかどうか検討しやすくなりますので、よろしくお願いいたします。

次期計画素案についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(大村委員長)

ご説明どうもありがとうございました。

今は障害者総合支援計画の策定期間となっておりますが、策定については政策委員会と市民会議、そしてさいたま市の方で行うため、私たちの権利擁護委員会につきましては、計画策定をする役割はなく、資料7に記載されている通り、参考までに所管する事項について意見を聞くという趣旨で皆様方に提示されています。

それでは、今ご説明のあった部分に関わって変更が必要だと思われる点などがありましたら、皆様方のほうからご意見いただければと存じます。

いかがでしょうか。丸山委員お願いいたします。

(丸山委員)

丸山です。

先ほど、ご説明いただきました8ページのコード1106に、聴覚障害に関する理解促進と普及啓発という事業が追加になっています。

この中に加えて、ろう者、難聴者、中途失聴者など、聞こえの多様性に応じて生じる情報取得やコミュニケーションの困難さについても、広く周知するということが書かれています。

同じ感覚障害である視覚障害については事業追加されていませんが、全盲、ロービジョン、中途視覚障害など、見え方の多様性によって生じる情報取得や日常生活の困難さについても広く周知する必要があるため、ぜひ事業追加の検討をお願いします。

この件に関しては、視覚障害にも多様性があり、ロービジョンや進行性の方など、様々な状況の人がいることを啓発する必要があることについて眼科医会で2017年頃から示されており、また過去の政策委員会や市民会議などでも意見が出ています。

最近では、普通に運転や生活をしていた方が、病気や事故によってロービジョンになったり、さらに進行したりする事例も大変増えており、非常に必要性も高まっていま

すので、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

(大村委員長)

ありがとうございます。

聞こえの多様性に加えて、視覚障害でも多様性があることについて追記を求めるご意見だったと思います。

事務局、よろしくお願いいたします。

それでは他に皆様方のほうでご意見いかがでしょうか。

(佐野委員)

6 ページの下にある成果指標のところ、左側の令和7年度実績5,040人から、右側の令和9年度の指標値が4,000人に減っています。これはノーマライゼーションカップなど、何かのイベントを開催しないという理由で減らしているのかと疑問に思いました。

また、障害の啓発のために実施するイベントと、ブラインドサッカーのイベントという形で開催するノーマライゼーションカップでは、ターゲットになる人たちが変わると思うので、障害者週間のような障害者に関する興味がなくても、サッカーの興味からブラインドサッカーのイベントに繋がるノーマライゼーションカップのような広い間口のイベントも引き続き開催して欲しいです。以上です。

(大村委員長)

ありがとうございます。

成果指標について確認いただきたいということと、ぜひ多くの方が参加するような、あるいは障害当事者の方が参加できるような機会を増やしてほしいということかと思いました。ありがとうございます。

清水委員、お願いいたします。

(清水臨時委員)

ありがとうございます。

資料6の10ページの53番の実施事業8の精神疾患に関する理解促進についてご意見申し上げます。

精神障害者の自立等に関する理解促進について、通院して自立に向けて行動している方もいらっしゃいますが、そこまで至らず、自分が精神障害者であることを自覚せず適切な支援につながってない方も少なからずいらっしゃいますので、可能であれば、最後の「理解促進を図ります」という部分を、下の実施事業9のと同じような形で、「理解促進を図るとともに、早期に適切な支援につなぐための普及啓発に取り組みます」、などそのような形に変更し、市として精神障害者の医療等も含めた適切な支援につなげるための普及啓発の取り組みもしていただけると良いと思い意見を申し上げました。以上でございます。

(大村委員長)

ありがとうございます。

精神疾患に関する理解促進を、高次脳と同様の表記も含め、早期発見や早期に適切な支援につなぐという内容が盛り込まれると良いのではないかとというご意見だと思います。

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか、そうしましたら、用意した議題については以上となります。

委員の皆様方で何か報告事項などお持ちの方いらっしゃるでしょうか。

もし無ければ、議題の1から3まで、あるいは追加で皆様方のほう、何か議論したいことがあればお聞きできればと思いますが、いかがでしょうか。1から3までを通して何か言い足りなかったことでも構いません。

よろしいですか、そうしましたら、全ての議事が以上で終了したということにさせていただきます。

長時間にわたりご議論くださいまして、どうもありがとうございました。

それでは、全ての議事が終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

事務局です。

大村委員長、円滑な会議の進行をどうもありがとうございました。

会議冒頭、また途中で機材のトラブルがありまして、申し訳ございませんでした。

本日は長時間にわたり、皆様方から貴重なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

次回の日程でございますが、令和9年1月28日木曜日を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。

委員の皆様には会議の進行にご協力いただきましてありがとうございました。

以上で解散いたします。ありがとうございます。